

事後備置書類

株式会社グラフィコ
代表取締役社長 長谷川 純代

当社は、会社法第790条第1項第1号に基づき、本書を当社本店において電磁的記録の方法により備え置くものとする。

1. 会社分割の内容

株式会社グラフィコ（以下「甲」という。）を吸収分割会社とし、株式会社ミンラック（以下「乙」という。）を吸収分割承継会社として、甲の医薬品に関する事業を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を行うことを目的として、甲乙間において2022年11月22日付で「吸収分割契約」（以下「本契約」という。）を締結しました。

2. 吸収分割の効力発生日

2023年2月1日

3. 甲における差止請求手続き、株式買取請求手続き、新株予約権買取請求手続き及び債権者異議手続きの経過

（1）差止請求手続き

本分割は簡易吸収分割であるため、甲の株主に差止請求手続きを行う権利はありません。

（2）株式買取請求

本分割は簡易吸収分割であるため、甲の株主に株式買取請求手続きを行う権利はありません。

（3）新株予約権買取請求手続き

① 本契約においては、乙の新株予約権の交付を受ける旨に係る者が定められていないため、甲の新株予約権者は新株予約権買取請求手続きを行う権利はありません。

② ①以外の甲の新株予約権者で、その保有する新株予約権に乙の新株予約権を交付する旨の定めが別途されている者は存しないため、当該新株予約権者は新株予約権買取請求手続きを行う権利はありません。

（4）債権者異議手続き

甲は、会社法第799条第2項及び第3項並びに定款第4条に従い、2022年12月28日に官報及び甲のホームページ (<https://www.graphico.co.jp/ir/announce>) において債権者に対する公告を行いました。が、会社法799条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 乙における差止請求手続き、株式買取請求手続き及び債権者異議手続きの経過

（1）差止請求手続き

本分割に際して差止請求手続きを行った株主はありませんでした。

（2）株式買取請求

本分割に際して株式買取請求手続きを行った株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続き

乙が、会社法第 799 条第 2 項に従い、2022 年 12 月 23 日に官報において債権者に対する公告を行いました。乙が、会社法 799 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

5. 乙が甲から承継した重要な権利義務に関する事項

乙は、本分割の効力発生日である 2023 年 2 月 1 日をもって、甲の医薬品事業に関する資産、契約上の甲の地位、当該契約に基づく甲の権利義務を承継しました。甲から承継した資産の額は、1,750 万円（概算値）です。

6. 本分割に関する変更の登記がなされた日

本日時点においては未登記であり、今後登記を行う予定です。

7. その他本分割に関する重要な事項

特に該当事項はありません。